

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市本町三九七一番地一地从先から 同市本町三八五一番地一地从先まで		区 間
一六・〇〇〇 三三・三三二	五・五七〇 一七・二一〇	敷地の幅員 (メートル)
三六六・四八	二六四・〇二	延長 (メートル)
		備 考